|  |
| --- |
| 資 料 提 供 |
| 令和２年４月17日 |
| 学校教育課（岸本）  0857-30-8410 |

**新型コロナウィルス感染症対策のための一斉臨時休業について**

４月１６日に政府から出された緊急事態宣言を受け、１７日鳥取県知事より県内全小・中・義務教育学校等に臨時休業を行うよう要請がありました。

本日開催の第１９回鳥取市新型コロナウィルス感染症対策本部の決定を経て、下記のとおり対応をとることと決定しましたので、資料提供させていたします。

記

１　臨時休業期間

　　　令和２年４月２７日(月)～令和２年５月６日(水)

２　部活動について

令和２年４月１７日(金)から令和２年５月６日(水)まで中止とする。

３　学校給食について

　　　給食は中止とし、中止期間の給食費は集金しない。

４　学校での一時預かりについて

1. 放課後児童クラブについては、長期休業と同様の対応ができる態勢を順次整えるよう努めるが、受け入れ態勢が整うまでは、子どもの預かりが必要な家庭については学校で一時預かりを行う。
2. 放課後児童クラブを利用していない家庭のうち、医療従事関係者等、仕事等により子どもの預かりが必要な家庭については、学校で一時預かりを行う。

５　学校外の活動について

　　　スポーツ少年団等については、活動を中止とする。

* ただし、本件における感染者の状況等によって、変更することがあります。